

アニカ音更 管理規程

(事業の目的)

第1条 アニカホスピス株式会社が開設する住宅型有料老人ホームアニカ音更(以下「ホーム」という。)の職員及び業務管理に関する重要事項を定めることにより、ホームの円滑な運営を図るとともに、適正な運営及び入居者に対する適切なサービスの提供を確保することを目的とする。

(施設運営の方針)

第2条 入居者が集団生活を送ることにより、社会的孤立感の解消及び心身機能の維持をめざす。介護や看護が必要な場合においては、外部の居宅サービス等を利用できるよう調整を行い、有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう支援する。

(施設の名称と所在地)

第3条 施設名称：アニカ音更

所在地：北海道河東郡音更町すずらん台仲町1丁目1-17

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 この事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 施設長 1名：施設長は、事業所の従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、職員に法令等の規定を遵守するために必要な指揮命令を行う。
- (2) 生活相談員(介護士兼務) 1名(常勤 1名)：生活相談員は、利用者又はその家族に対し、日常生活等必要な相談に応じ、社会生活に必要な支援を行う。
- (3) 看護職員 1名(非常勤 1名)：(看護職員は、入居者の健康管理、服薬管理を行う。
- (4) 介護士 2名(常勤 1名)：日常生活の支援を行う。

(入居定員及び居室数)

第5条 入居定員は26名、居室は25室(一般居室個室)とする。

(利用料及びその他の費用の額)

第6条 施設の利用料は以下のとおりとする。

入居金 0円、敷金0円

月額 109,000～133,000円（30日間喫食した場合）

内訳：家賃 36,000～60,000円、光熱水費を含む管理費 28,000円、食費 45,000円
（30日間喫食した場合）

*食費については、1日3食 朝・昼・夕とし3食とも欠食した場合は1日分の食費 1,500円は請求しない。食数や食事形態によって食費金額が異なる。

*10月～4月のみ、暖房費として月額 15,000円加算とする。

*その他 アメニティ、医療費、介護利用料、消耗品等は別途実費負担となる。

（利用料の支払方法）

第7条 事業者は当月の家賃、および前月1日より末日までの管理費、日数毎の食費その他の個人負担利用料の請求内訳を利用者または身元引受人に送付し、入居者もしくは身元引受人は当月28日までに事業者を支払うものとする。

なお、月の途中より入居された場合は、その月に関しては入居日より末日までの家賃及び管理費を日割計算し請求する。食費は利用された食数分を請求する。ただし、食事停止を希望する際は、利用者または身元引受人が3日前まで申し出る。支払方法は原則銀行引き落としとする。

2 入院、外泊等で長期にわたり不在の場合は、管理費、室料のみを請求する。

3 退去月に際しては、月の途中であっても室料の返金はないものとする。

（サービスの内容及び費用負担）

第8条 委託業者（調理済み）の食事提供、安否確認又は状況把握サービス、生活相談サービス等を実施する。入浴、排せつ又は食事の介護、洗濯、掃除等の家事の供与、健康管理の供与、常に見守りが必要となった場合等、設置者が適切な介護サービス提供を維持するために必要と判断した場合は、協力医療機関の医師の意見を聞き、入居者もしくは身元引受人の同意のもと、居宅介護サービスの利用を提案する。居宅介護サービス等の費用は、入居者の実費負担とする。

（緊急時における対応）

第9条 入居者の心身の状況に異変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに入居者の家族等に連絡するとともに、医師又は協力医療機関と連絡をとり、適切な対応を行う。

（修繕）

第10条 入居者が施設を利用するために必要な修繕を行う。この場合において、入居者の故意又は過失により必要となった修繕に要する費用は、入居者が負担するものとする。

(入居手続き)

第 11 条 入居に際しては、事前に重要事項説明書にて施設の説明を行い、同意を得られた後、契約を行うこととする。共同生活を送ることができない、室内での禁煙が守れない等、契約内容を守ることができないおそれがある場合は、十分な話し合いを行い、入居の可否についての判断をする。

2 居室の備品以外で個人的に使用するものは、準備、搬入もすべて入居者が行い、その管理も入居者が行うこととする。

(退去手続き)

第 12 条 契約書の定めにより契約が終了となった場合は、入居者及び身元引受人は速やかに部屋を引き渡すこととする。引渡し時にでる処分品等は入居者及び身元引受人が行う。

2 事業者は速やかに精算し、請求書を入居者及び身元引受人に渡し、支払を求める。

(苦情処理)

第 13 条 入居者及びその家族からの苦情に対し、迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け入れる窓口を設置し、苦情処理体制を確立する。

苦情窓口：施設長 岩淵 寛太郎

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第 14 条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知する。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2. 前項第一号に規定する委員会は、テレビ電話装置等を活用し行うことができる。

(社会情勢及び天災)

第 15 条 社会情勢の急激な変化、地震、風水害など著しい社会秩序の混乱などにより、乙の義務の履行が難しい場合は、サービス内容、時間の調整をさせて頂く場合がある。

2. 社会情勢の急激な変化、地震、風水害など著しい社会秩序の混乱などにより、乙の義務の履行が遅延、もしくは、不能になった場合、それによる損害賠償責任を乙は負わないものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第 16 条 本施設の従業者は、資質の向上のために、管理者の指示した研修会、その他の学習会に積極的に参加しなければならない。

2 従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。また従業者でなくなった後においてもこれらの者の秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

3 この規定に定めるもののほか、この事業所の運営に関する事項は、アニカホスピス株式会社と、本施設の施設長との協議に基づいて定めるものとする。

附 則 この規程は、2025 年 7 月 1 日から施行する。